様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月2日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	○知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	川口市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 独自利用事務の対象者	川口市介護保険居宅サービス等利用者負担額補助金交付要綱第3条に規定する者

執行機関名　川口市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法(平成9年法律第123号)による居宅サービス等を利用する被保険者が負担すべき額の一部を補助する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		川口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一　第二の項 介護保険法(平成9年法律第123号)による居宅サービス等を利用する被保険者が負担すべき額の一部を補助する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号)第一条	川口市介護保険居宅サービス等利用者負担額補助金交付要綱第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、(加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等)について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る(給付)を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の(保健医療の向上)及び(福祉の増進)を図ることを目的とする。	第二条　この要綱は、(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八条第一項に規定する居宅サービス(特定福祉用具販売を除く。)及び同条第十四項に規定する地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)並びに法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス(特定介護予防福祉用具販売を除く。)及び同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス(以下「居宅サービス等」という。)を利用する被保険者)の(利用者負担額の一部を補助)することにより、介護保険の利用促進を図り、もって被保険者の(保健医療の向上)及び(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		川口市介護保険居宅サービス等利用者負担額補助金交付要綱